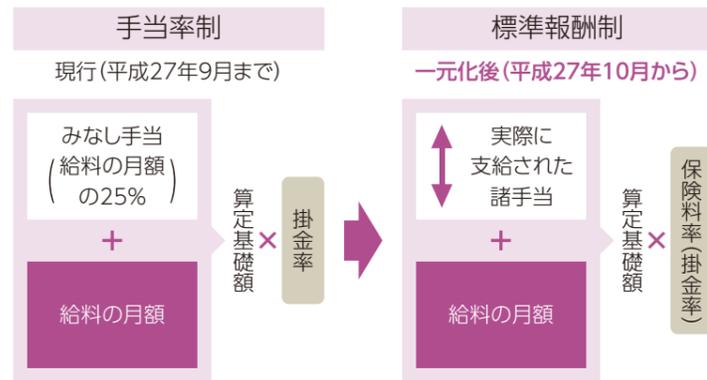


毎月の保険料(掛金)の算定方法が変わります ~標準報酬制の導入~

毎月の掛金の算定方法については、現在、給料月額と法令で定めたみなし手当(給料の25%)を合算した額に掛金率を乗じ計算します(これを手当率制といいます。)

一方、標準報酬制では実際に支給された給料の月額及び諸手当などを基に算定基礎額を決め、保険料(掛金)を算定します。

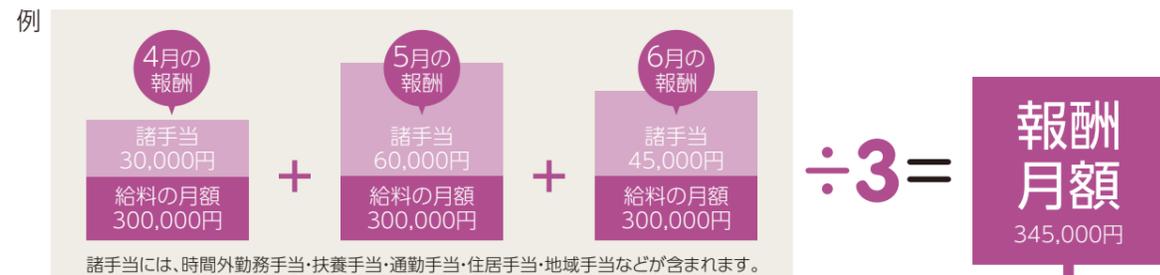
諸手当には、地域手当、扶養手当、通勤手当など様々な種類がありますので、給料の月額が同じでも保険料(掛金)が一人ひとり違ってくることになります。



●標準報酬制のしくみ

標準報酬制

毎月、4月から6月までの給料の月額と諸手当の支給額を合算し、月平均額を求め、等級表に当てはめて「標準報酬月額」を決定し、9月から翌年の8月までの1年間適用します。



等級表		等級表に当てはめる	
報酬月額	標準報酬月額	報酬月額	標準報酬月額
...
330,000円以上 350,000円未満	第20級 340,000円	330,000円以上 350,000円未満	第20級 340,000円
350,000円以上 370,000円未満	第21級 360,000円	350,000円以上 370,000円未満	第21級 360,000円
...

標準報酬月額
第20級 340,000円
9月から翌年8月まで適用
(定時決定) 基本的に1年間固定*

*昇給・昇格や人事異動により、報酬に大幅な変動が発生した時や、育児休業等から復帰して勤務時間短縮等により報酬が低下した時には、標準報酬月額を改定します(随時改定等)。
●期末・勤勉手当等にかかる保険料(掛金)の算出方法については変更はありません。

制度開始時は平成27年6月に支給された報酬月額を基に、標準報酬月額等級表にあてはめて「標準報酬月額」を決定します。(平成27年10月から平成28年8月まで適用)

●標準報酬制導入後の掛金率(千分率)

種別	導入前(~H27.9月)		導入後(H27.10月~)	
	給料	期末手当等	標準報酬月額	期末手当等
短期	52.4	41.92	44.51	
短期給付	(50.75)	(40.6)	(43.1)	
福祉事業	(1.65)	(1.32)	(1.41)	
介護(40歳~)	6.12	4.89	5.21	
長期	105.775 ^{*1}	84.62 ^{*1}	93.89	
厚生年金(1.2階部分)	—	—	(86.39)	
年金払い退職給付	—	—	(7.5) ^{*2}	

*1 平成27年4月~8月の率(平成27年9月のみ給料:107.9875、期末手当等:86.39)
*2 地方公務員共済組合連合会の定款により、7.5/1000を上限として定める(未定)

休業給付、災害給付の額の算出方法の変更

現在、短期給付における休業給付(傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金)及び災害給付(弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金)については、給料日額又は給料月額を用いて給付額を算出しています。

平成27年10月から、手当率制から標準報酬制へ移行することに伴い、休業給付及び災害給付については、**標準報酬の日額**又は**標準報酬の月額**を用いて給付額を算出するように変更されます。

〈短期給付の改正点〉

休業給付

給付名	現行(平成27年9月まで)	移行後(平成27年10月から)
傷病手当金(法第68条)	1日につき 給料日額×2/3×1.25	1日につき 標準報酬の日額×2/3
出産手当金(法第69条)	1日につき 給料日額×2/3×1.25	1日につき 標準報酬の日額×2/3
休業手当金(法第70条)	1日につき 給料日額×60/100	1日につき 標準報酬の日額×50/100
育児休業手当金	(180日まで) 1日につき 給料日額*×67/100×1.25	1日につき 標準報酬の日額*×67/100
	(181日以降) 1日につき 給料日額*×50/100×1.25	1日につき 標準報酬の日額*×50/100
介護休業手当金(法第70条の3)	1日につき 給料日額*×40/100×1.25	1日につき 標準報酬の日額*×40/100

○給料日額=給料の月額の1/22の額
※給付日額が上限を超える場合にはその上限額で算出

○標準報酬の日額=標準報酬の月額の1/22の額(10円未満の端数は四捨五入)
※給付日額が上限を超える場合にはその上限額で算出

災害給付

給付名	現行(平成27年9月まで)	移行後(平成27年10月から)
弔慰金及び家族弔慰金(法第72条)	弔慰金:給料の1月分×1.25 家族弔慰金: 給料の1月分×1.25×70/100	弔慰金:標準報酬の月額 家族弔慰金: 標準報酬の月額×70/100
災害見舞金(法第73条)	損害の程度に応じ定められた月数×給料の月額×1.25	損害の程度に応じ定められた月数×標準報酬の月額

附加給付

給付名	現行(平成27年9月まで)	移行後(平成27年10月から)
一部負担金払戻金 家族医療費附加金	上位所得者に該当する者: 給料月額が424,000円以上	上位所得者に該当する者: 標準報酬月額が530,000円以上

*一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の自己負担限度額については平成27年4月診療分から上位所得者区分が分けられます。上位所得者に該当した場合の自己負担限度額は50,000円になります。なお、上位所得者に該当しない者(一般所得者)についての自己負担限度額は25,000円です。

